

請負契約書(案)

請負件名 建築図面等電子化及びデータ処理業務一式 (単価契約)

発注者 国立大学法人帯広畜産大学 (以下「甲」という。) と請負者 (以下「乙」という。) との間において、上記の建築図面等電子化及びデータ処理業務 (以下「業務」という。) について、下記の請負代金額で契約を結ぶものとする。

第1条 請負代金額は、1枚当たり金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円) とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金に110分の10を乗じて得た額である。

第2条 乙は別紙仕様書に基づき、信義と誠意をもって業務を実施するものとする。

第3条 業務の完了期限は、令和4年3月31日とする。

第4条 請負代金の支払いは、業務完了後、別紙仕様書に基づき算出した額を請求するものとする。

2 甲は、適正な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

第5条 請負代金の請求書は、帯広畜産大学経理課に送付するものとする。

第6条 契約保証金は免除する。

第7条 本契約の履行中に乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害について賠償の責を負うものとする。

第8条 この契約について甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第9条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第2条に定める役務請負契約基準によるものとする。

第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第11条 この契約に関する紛争については釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人帯広畜産大学
契約担当役 事務局長 藤波 豊彦

乙